

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（認定申請書） 第23条 〔略〕 2 ～20 〔略〕	（認定申請書） 第23条 〔略〕 2 ～20 〔略〕 <u>21 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者による同項に規定する申請書の提出が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、前項の規定による提出が行われたものとみなす。</u>
<u>21</u> 〔略〕 （書類の経由） 第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路（以下「建築物等」という。）のある区域を所管する市町村長及び局長（局長又は広域振興局に勤務する建築主事等に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長）を経由しなければならない。	<u>22</u> 〔略〕 （書類の経由） 第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路（以下「建築物等」という。）のある区域を所管する市町村長及び局長（局長又は広域振興局に勤務する建築主事等に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長）を経由しなければならない。<u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定に基づきこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により知事に提出する書類については、この限りでない。</u>
2 〔略〕	2 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。